

2021年7月12日

会員の皆さまへ

東京都への緊急事態宣言発出への対応について

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が、再度、東京都に発出されました。これを受けて、会員や関係者の皆さま、当会職員の健康と安全を第一に考え、以下の通り対応いたします。

#### 1. 会の活動方針

- ・完全にWEBで実施できる活動は、実施いたします。
- ・東京では、対面を伴う活動を中止いたします。
- ・東京以外の地域では、活動はできる限りWEBを活用し、集合型の場合には人数を抑制し、可能な限り3密を避ける環境を整えたいうで実施いたします。

#### 2. 事務局体制

- ・東京事務局は、職員は原則在宅勤務とさせていただきます。一部職員がシフト制により出勤します。東京事務局への来訪や会議室のご利用は、基本のご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・大阪事務所は、引き続き、週2日（火曜、木曜）オープンいたします。大阪事務所会議室を使用する場合は、3密を避けるため、8名を上限といたします。
- ・東京、大阪とも、少人数のためご対応にお時間を頂戴する場合がございます。あらかじめご了承ください。

#### 3. 実施期間 2021年7月12日（月）～ 緊急事態宣言解除日

- ・今後の状況によっては期間を変更させていただく場合がございます。

#### 4. 実施期間中の連絡先

- ・東京事務局  
Tel 03-3353-4999（平日9：30～17：30）  
E-mail [acap@acap.jp](mailto:acap@acap.jp)
- ・大阪事務所  
E-mail [shibu@acap.jp](mailto:shibu@acap.jp)
- ・担当職員とのご連絡は可能な限りメールでお願いいたします。

皆さまにはご不便ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

ACAP 事務局